

2021年4月号 (Vol.46)

## 令和3年度の税制改正を踏まえた株式交付の活用方法

## I. はじめに

## II. 租税特別措置法及び同施行令の改正の概要

## III. 株式交付の実務上の具体的な活用方法

## IV. 株式交付制度の可能性

森・濱田松本法律事務所

弁護士・税理士 酒井 真

TEL. 03 6212 8357

makoto.sakai@mhm-global.com

弁護士 坂東 慶一

TEL. 03 6266 8520

keiichi.bando@mhm-global.com

弁護士 中村 太智

TEL. 03 5293 4925

taichi.nakamura@mhm-global.com

税理士 丸山 木綿子

TEL. 03 6212 8312

yuko.maruyama@mhm-global.com

## Key Points

- 株式交付についての課税繰延措置に関する税制改正がなされ、令和3年4月1日に同改正法が施行されました。この改正を受けて、株式交付が組織再編における有力な手法の一つになることが今後予想されます。
- また、今回改正された税制と株式交付の特徴を活かしたスキームを組成することで様々な組織再編の場面で税制上のメリットを享受できる可能性があります。
- 適格株式交換の要件を満たさない会社を対象会社とする100%買収を行う際に、株式交付（株式対価 TOB）により課税繰延措置を活用しながら適格株式交換の適格要件を充足することが考えられます。
- 非公開会社の100%買収において、株式交付のみを活用して対象会社を買収することも可能です。
- 上場会社の50%超の株式を保有するオーナー株主が当該株式を資産管理会社に移動させる場合に、株式交付を用いることで株式交付税制を活用できる可能性があります。

## I. はじめに

令和3年3月1日に施行された改正会社法において、会社法上の新しい組織再編手法である株式交付が導入されました。株式交付とは、株式会社が自社の株式等を対価と

## TAX LAW NEWSLETTER

して対象会社の株主から対象会社の株式を取得することで対象会社を子会社化する組織再編<sup>1</sup>です。

そして、令和 3 年度税制改正の大綱<sup>2</sup>にて示されていた、株式交付に係る税制改正を含む所得税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 4 月 1 日に施行されました<sup>3</sup>。本ニュースレターでは、株式交付に係る当該税制改正の具体的な内容を解説するとともに、改正された税制の下での株式交付の活用方法を紹介します。

## II. 租税特別措置法及び同施行令の改正の概要

### 1. これまでの自社株式対価 M&A 手法

株式交付が導入される以前は、自社株式を対価に買収を行う場合、平成 30 年 7 月に施行された改正産業競争力強化法上の自社株式対価 M&A の利用が考えられました。この改正産業競争力強化法については、平成 30 年 4 月 1 日に施行された所得税法等の一部を改正する法律において、一定の条件の下、自社株対価 M&A における対象会社株主の株式譲渡益への課税の繰延べを認める税制が導入されました。もっとも、この課税の繰延べ制度の利用には特別事業再編計画に係る主務大臣の認定が求められ、課税繰延べとなる場合が限定されていることもあり、同制度はほとんど利用されていません<sup>4</sup>。

また、自社株式を対価として対象会社の買収を実現できる組織再編である株式交換についても、そもそも 100%買収のみで部分買収が実現できないことや、課税繰延べと扱われるためには自社株式以外の金銭等の資産（以下「boot」といいます。）を交付してはいけないという要件があることといった課題がありました<sup>5</sup>。

### 2. 株式交付税制のポイント

#### (1) 対象会社の株主の株式譲渡に対する課税繰延べ

今回の改正では、株式交付に応じた対象会社（以下「株式交付子会社」といいます。）の株主の株式交付子会社株式の譲渡について、株主は譲渡損益に対する課税繰延べが認められることとなりました<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 会社法 2 条 1 項 32 号の 2。

<sup>2</sup> 財務省ホームページ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf))。

<sup>3</sup> また、これに併せて、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則も改正がなされ、令和 3 年 4 月 1 日に施行されています。

<sup>4</sup> 産業競争力強化法上の自社株対価 M&A 事例は望月俊男＝木下万暁＝宮下和昌経営者「本邦初！産業競争力強化法を用いた株式対価 M&A(上)(下)」ビジネス法務 20 巻 10 号 50 頁、20 巻 11 号 86 頁等参照。

<sup>5</sup> 平成 30 年 7 月施行の改正産業競争力強化法における株式対価 M&A においても、税制優遇措置の対象となるためには買収対価が自社株のみであることが要求されていたため、当該税制優遇措置を活用しながら boot を織り交ぜた M&A を行うことはできませんでした。

<sup>6</sup> 租税特別措置法 37 条の 13 の 3 第 1 項、同法 66 条の 2 の 2 第 1 項、同法 68 条の 86 第 1 項。

## TAX LAW NEWSLETTER

この課税繰延べを利用するに当たっては、改正産業競争力強化法に基づく特例と異なり、主務大臣の認定その他の行政手続きは不要です。

## (2) boot を用いた場合の課税繰延要件

また、今回の税制改正では、課税の繰延措置を受けるに当たり、株式交付子会社株主へ交付される株式交付を実施した株式会社（以下「株式交付親会社」といいます。）の株式に加えて、一定割合の boot を交付することが認められています。具体的には、株式交付子会社の株主が対価として交付を受けた資産の総価額のうち株式交付親会社の株式の価額が 80%以上であることが譲渡益の課税の繰延べを受ける要件とされており（以下「8割要件」といいます。）、対価として交付する資産の総価額の 20%までは株式交付親会社の株式以外の資産を交付しても、株式交付子会社株主において株式の譲渡に係る課税の繰延措置を受けることが認められています<sup>7</sup>。

より具体的には、株式交付子会社株式の対価に boot を織り交ぜて株式交付を行った場合には、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べることとされています。

この boot の利用に当たっては、8割要件の判定の基準時が重要となります。8割要件を充足するように株式交付計画<sup>8</sup>を作成し株式交付を実施したとしても、仮に株式交付の日（すなわち、株式交付の実施時点）が 8割要件の判定の基準時となる場合には、株式交付計画作成時からの株式交付親会社株式の株価の値下がりにより、当該株式交付が 8割要件を充足しなくなってしまう、課税繰延措置を利用できなくなる可能性があります。

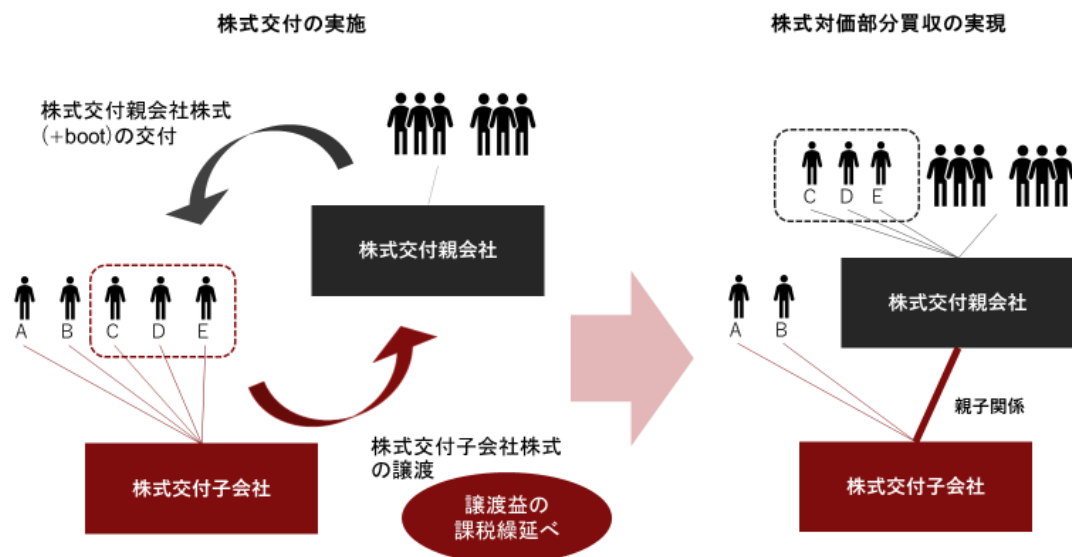
この点について、財務省の立案担当者によれば、8割要件の判断に当たっては株式交付計画に記載される交換比率の基準となった算定基準日の株価を用いることが想定されているようであり、8割要件の具体的な判断基準については今後通達等により明らかにすることが検討されているとのことです<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> 租税特別措置法 37 条の 13 の 3 第 1 項括弧書き、同法 66 条の 2 の 2 第 1 項括弧書き、同法 68 条の 86 第 1 項括弧書き。

<sup>8</sup> 会社法 774 条の 2、同法 774 条の 3。

<sup>9</sup> 公益社団法人日本租税研究協会の通達等検討会・会員懇談会（2021 年 4 月 23 日開催）における財務省主税局税制第三課課長補佐小竹義範氏の発言。

TAX LAW NEWSLETTER



(3) 株式交付により取得した株式交付子会社株式の取得価額

株式交付より取得した株式交付子会社株式の取得価額は株式交付の対価に boot を用いたか否か、また、50 人以上の株主から株式交付により株式交付子会社株式を取得したか否かによって算定方法が異なります。

具体的な取得額の算出方法は下表のとおりです。

|            |                 | 株式交付により取得した株式交付子会社株式の株主数       |  |
|------------|-----------------|--------------------------------|--|
|            |                 | 50 人未満                         | 50 人以上   |
| boot 利用の有無 | 無 <sup>10</sup> | 当該株主が有していた株式交付子会社の取得直前における帳簿価額 | (当該株式交付子会社の前期末時の資産の帳簿価額－負債の帳簿価額) × 取得した株式交付子会社の株式数 ÷ 取得日における株式交付子会社の発行済株式数 |
|            | 有 <sup>11</sup> | 上記価額に株式交付割合を乗じた金額 + boot の額    | 上記価額に株式交付割合を乗じた金額 + boot の額  |

(4) 非居住者・外国人が株主の場合

まず、非居住者と外国人が内国法人の株式を譲渡した場合の譲渡益は、PE 帰属所得に該当しない限り、原則として国外源泉所得とされ、株式交付に係る課税繰延措置の適用がなくとも日本の課税は発生しません。ただし、内国法人の株式の譲渡

<sup>10</sup> 租税特別措置法施行令 39 条の 10 の 3 第 4 項 1 号、同令 39 条の 110 第 2 項 1 号。

<sup>11</sup> 租税特別措置法施行令 39 条の 10 の 3 第 4 項 2 号、同令 39 条の 110 第 2 項 2 号。

## TAX LAW NEWSLETTER

が事業譲渡類似株式の譲渡<sup>12</sup>や不動産関連法人の株式の譲渡<sup>13</sup>等に該当する場合には、国内源泉所得として扱われ、非居住者と外国法人が株式交付子会社の株式の譲渡により得た譲渡益は、日本の所得税又は法人税の対象となります。

株式交付に関しては、非居住者と外国法人が株主の場合には、PE 帰属所得に該当しない限り、上記（1）の課税繰延べは適用されません<sup>14</sup>。すなわち、非居住者と外国法人が株式交付に応じて株式交付子会社の株式を譲渡した場合、事業譲渡類似株式の譲渡や不動産関連法人の株式の譲渡等に該当する場合には、租税条約によってこれらの国内法の適用が排除されていない限り、譲渡益に課税されることとなります。

したがって、非居住者又は外国法人が株式交付子会社株主となる場面において株式交付を利用する場合には、事業譲渡類似株式の譲渡や不動産関連法人の株式の譲渡等への該当性、適用される租税条約の内容等について、事前に確認しておく必要があります。

#### （5）組織再編成に係る行為計算否認規定の適用可能性

株式交付は組織再編成に係る行為計算否認規定（法人税法 132 条の 2 第 1 項等）の適用対象に明示的には含まれていません。

この点に関しては、財務省の立案担当者は、株式交付が現物出資規制等を受けない理由は株式交付が募集株式の発行に該当しないからであり、株式交付が現物出資であることが否定されるわけではなく、現物出資が対象とされている組織再編成に係る行為計算否認規定の対象に株式交付は含まれるという見解に立っているようです<sup>15</sup>。

今後の議論の動向を注視する必要がありますが、株式交付は、現物出資と類似した側面を持つ一方、会社法上は、あくまでも組織再編行為として、現物出資（金銭以外の財産の出資）とは異なる制度として定められていることから、株式交付が税法上の「現物出資」として組織再編成に係る行為計算否認規定の対象になるかについては、議論の余地もあるように思われます。

### Ⅲ. 株式交付の実務上の具体的な活用方法

株式交付と株式交換との代表的な違いとしては、株式を対価とした部分買収が可能になったことが挙げられます。株式交換では、株式交換親会社は株式交換子会社の株式を 100%取得しなければならず、部分買収は認められていません。これに対し、株式交付

<sup>12</sup> (a) 当該株式を譲渡の時から 3 年以内のいずれかの時点において、当該株式の保有割合が発行済み株式の 25%に相当しており、かつ (b) 当該事業年度において、当該株式のうち発行済み株式の 5%以上相当する株式を最初に譲渡する場合等をいいます（法人税法 138 条 1 項 3 号、法人税法施行令 178 条 1 項 4 号口、同施行令 178 条 6 項）。

<sup>13</sup> 法人税法 138 条 1 項 3 号、法人税法施行令 178 条 1 項 5 号、同施行令 178 条 8 項等。

<sup>14</sup> 租税特別措置法施行令 25 条の 12 の 3 第 2 項、同令 39 条の 10 の 3 第 1 項。

<sup>15</sup> 公益社団法人日本租税研究協会の通達等検討会・会員懇談会（2021 年 4 月 23 日開催）における財務省主税局税制第三課課長補佐小竹義範氏の発言。

## TAX LAW NEWSLETTER

では、株式交付子会社の株式について、50%超 100%以下の株式を取得する場合にも利用することができます。

もっとも、株式交付は、このような株式対価の部分買収以外にも活用方法が考えられます。そこで、以下では、今回の税制改正によって認められた課税繰延措置を利用した株式交付の活用方法の中から、①適格株式交換を用いた二段階買収による対象会社の完全子会社化、②非上場会社である対象会社の完全子会社化、③資産管理会社への株式の移動、という3つを解説します。

## 1. 適格株式交換を用いた二段階買収における株式交付税制の活用

上場会社に代表される株式が分散している対象会社を買収しようとする場合、株式交換を用いることが考えられます。しかし、株式交換が適格株式交換に該当しない場合（非適格株式交換）、株式交換子会社が有する時価評価資産について時価評価課税が行われます。これに対し、株式交換が適格株式交換に該当する場合、これらの課税は生じません。

株式交換が適格株式交換に該当するためには、完全支配関係（100%の資本関係）の場合の組織再編、支配関係（50%超の資本関係）の場合の組織再編、又は、共同事業を行う場合の組織再編のいずれかの要件を満たす必要があります<sup>16</sup>。このため、50%超の資本関係のない対象会社を買収する場合には、共同事業要件を満たす必要がありますが、当事会社のうち的一方が持株会社である場合等、共同事業要件を満たすには一定のハードルがある場合も考えられます。

そこで、株式交付と適格株式交換を組み合わせた二段階買収を行うことが考えられます。すなわち、企業グループ内での組織再編にも共同事業を行う場合の組織再編にも該当しない場合に、一段階目として株式対価 TOB を株式交付により行い、対象会社の議決権の過半数（できれば 3分の2以上）に対象会社の持株比率を引き上げた上<sup>17</sup>、二段階目として支配関係の場合の適格株式交換を実施し、対象会社を完全子会社化することが考えられます。

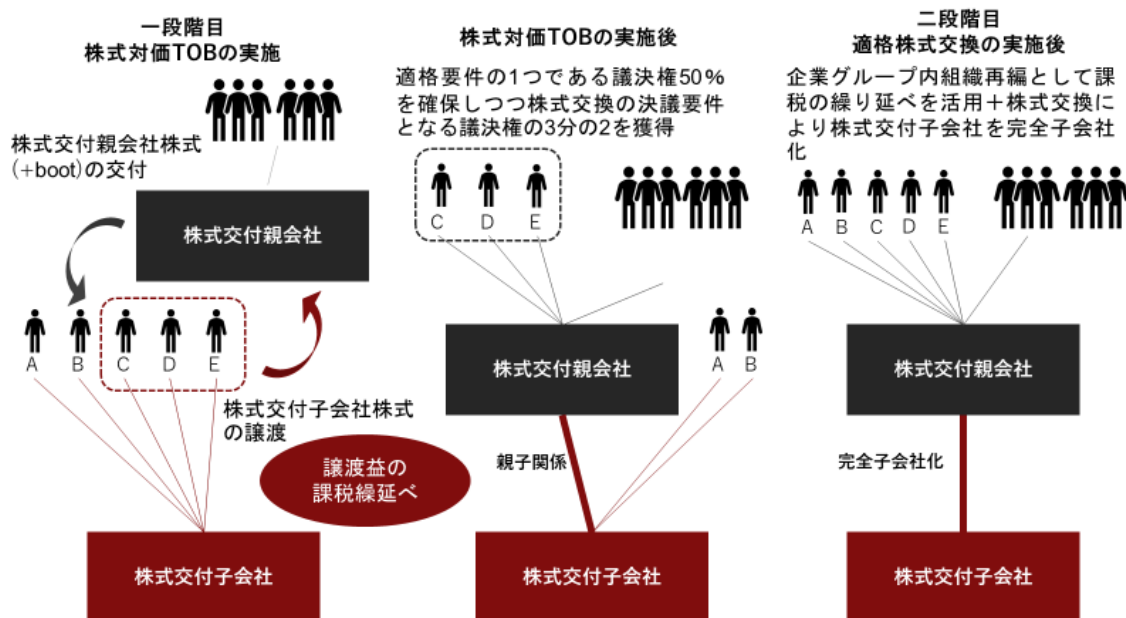
なお、前述のとおり、株式交付が組織再編成に係る行為計算否認規定（法人税法 132 条の2 第1項）の対象になるという解釈には疑問の余地がありますが、株式交付に引き続いて行われる株式交換は、組織再編成に係る行為計算否認規定の対象であることは明らかです。このため、株式交付と適格株式交換を組み合わせた二段階買収を行う場合、一段階目の株式交付についても適格株式交換と一連の取引として組織再編成に係る行為計算否認規定の適用を受ける可能性は否定できないと思われれます。したがっ

<sup>16</sup> 法人税法 2 条 12 号の 17、61 条の 2 第 10 項、62 条の 9 第 1 項括弧書き等。

<sup>17</sup> 支配関係の場合の適格株式交換に該当させることは、対象会社の議決権の 50%超を取得できれば可能となります。しかし、会社法上、株式交換を行うためには株主総会特別決議が必要となることから（会社法 309 条 2 項 11 号）、実務上は、一段階目の株式交付において、対象会社の議決権の 3 分の 2 を取得することが必要になります。さらに、公開買付者とその特別関係者の株券等所有割合の合計が 3 分の 2 以上となる公開買付けでは、買付予定数に上限を設けることは認められず、応募された株式の全部を買い付けることが義務付けられますので（金商法 27 条の 13 第 4 項、金商令 14 条の 2 の 2）、この全部買付義務の発生を前提に、二段階買収全体のプランニングを検討する必要があります。

TAX LAW NEWSLETTER

て、この二段階買収を行う際には、組織再編成に係る行為計算否認規定の適用可能性についても留意し、事業目的の有無等を検証する必要があるように思われます。



2. 非上場会社の株式交付による 100%買収

非上場会社を買収する場合にも、株式交付を用いることが考えられます。会社法上、株式交付で取得する株式に上限は定められていないため、株式交付子会社の全株式を株式交付で取得することも可能です。そのため、全ての株式交付子会社の株主からの株式の譲渡の申込みが確実な取引においては、株式交付親会社が株式交付子会社の株式を株式交付により 100%取得することも考えられます。

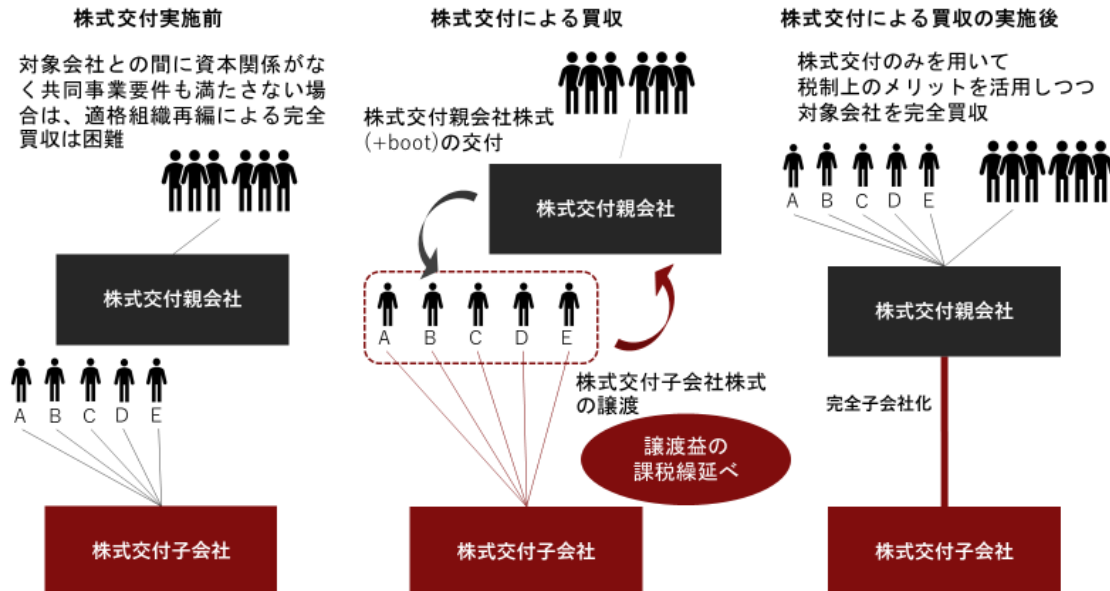
株式交付を用いる場合、株式交換を用いれば共同事業要件が認められないような場合であっても、課税繰延措置を受け、かつ対象会社への課税も発生しない形で 100%買収を行うことができます。

また、株式交付を用いる場合、対象会社となる非上場会社の株主に、株式の譲渡益への課税を繰り延べつつ、買収者（株式交付親会社）の株式と一定の金銭をそれぞれ交付することも可能です。

もっとも、株式交付を実施するにあたっては、対象会社となる非上場会社の株主間の利益をどのように調整するかが問題となり得ます。とりわけ対象会社がベンチャー企業の場合、実務上、ベンチャー企業とその株主との間の株主間契約にはベンチャー企業が買収された場合等には優先株主が残余財産優先権に応じた価値の対価を受け取る旨の規定が定められていることが一般的です。対象会社の株式の種類に応じて株式交付で交付する対価を変えることは可能と解されますが、株式交付によってベンチ

## TAX LAW NEWSLETTER

ヤ企業等の非上場会社の買収を行う場合には、対象会社と株主間の契約を確認しておく必要があります。



### 3. 資産管理会社への株式の移動

株式交付は、ある会社の株式の50%超を保有する個人株主（創業者やその親族）が資産管理会社に株式を移動させる際にも活用の可能性が考えられます。とりわけ上場会社の株式の3%以上を保有する個人株主が当該株式について配当を受領した場合、受取配当は総合課税の対象となります<sup>18</sup>。一方で、資産管理会社に当該会社の株式を保有させた上で配当を受け取れば、資産管理会社レベルで配当益金不算入制度の利用が可能となり、配当受領時の課税が相当程度抑えられます。しかし、資産管理会社に株式資産を移動させるため資産管理会社へ会社の株式を譲渡する場合には、譲渡益に課税されます。特に会社の創立時から株式を保有している個人株主であれば、株式の含み益が非常に大きい場合もあり、納税資金の確保に困難が生じる場合も考えられます。

これに対し、株式交付制度を活用する場合、創業者やその親族が保有する株式を発行する会社を株式交付子会社、資産管理会社を株式交付親会社として、資産管理会社の株式を株主に対して交付し、株式交付子会社の株式を資産管理会社に譲渡することで、当該譲渡に伴う譲渡益について課税をされることなく、資産管理会社への株式資産の移動を実現できます。

<sup>18</sup> 所得税法 21 条 1 項、89 条 1 項、租税特別措置法 8 条の 4 第 1 項、住民税法 35 条、同法 314 条の 3。



## TAX LAW NEWSLETTER

もっとも、この手法に関しては以下の点に留意する必要があります。

第1に、株式交付に応じる株主の持株比率に留意する必要があります。まず、株式交付は、株式交付親会社が株式交付子会社の発行済株式の50%超を取得することとなる場合にしか利用できないため、株式交付に応じる予定の株主の持株比率が50%以下の場合には、外部株主から株式を予め追加取得しておく等の対応を行っていない限り、株式交付を利用することができません。また、逆に株式交付に応じる予定の株主の持株比率が50%を優に上回る場合、株主は全ての保有株主を資産管理会社に移動させる必要はなく、50%超を超える部分の一部については自己の手元に残し、引き続き、配当を直接受け取ることも可能です。その場合には、上場会社株式の配当所得について分離課税等の選択ができる3%未満の保有割合になるように配当の対象となる株式の保有割合を調整することも考えられます。

第2に、対象会社が有価証券報告書提出会社（上場会社等）の場合、公開買付規制に留意する必要があります。市場外において、有価証券報告書提出会社の株券等所有割合が3分の1超となるような株式の「買付け等」を行う場合、原則として公開買付けが義務付けられます（強制的公開買付け）<sup>19</sup>。そして、株式交付による株式交付子会社の株式の取得は「買付け等」に該当すると考えられているため<sup>20</sup>、有価証券報告書提出会社を株式交付子会社とする株式交付は、原則として公開買付けによる必要があります。このため、株式交付による株式交付子会社の株式の取得が、株式交付親会社の特別関係者からの買付け等に該当し、強制的公開買付けが適用除外とならないか<sup>21</sup>、慎重に検討する必要があります。

第3に、非上場の資産管理会社が上場会社の50%以上の株式を保有している場合には、資産管理会社についての親会社等状況報告書の提出が必要となります<sup>22</sup>。資産管理会社においては、親会社等状況報告書の提出手続きを失念しないように留意する必要があります。また、親会社等状況報告書では、親会社等である資産管理会社における大株主の状況、役員の状況、会社法の規定に基づく計算書類等といった内容が一般に公開されることとなります。これらは創業者やその親族の個人財産を公開する結果となる可能性もあるため、株式交付を選択する際に十分留意する必要があります。

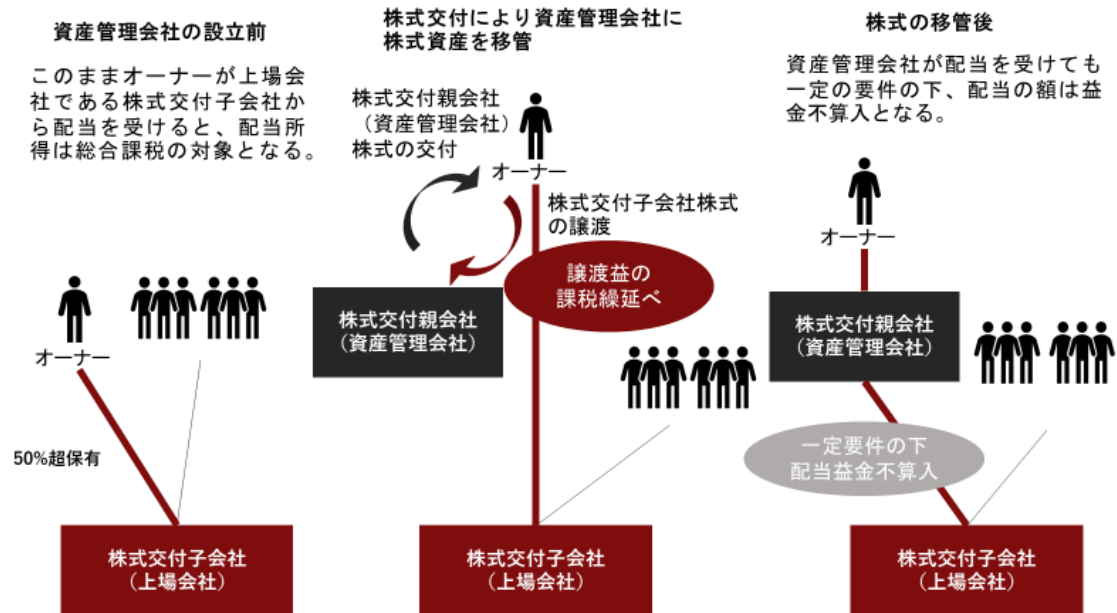
<sup>19</sup> 金商法27条の2第1項。

<sup>20</sup> 谷口達哉「株式交付と公開買付規制」商事法務2245号18頁(2020)及び法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第五回会議（平成29年9月6日開催）部会資料七「その他の規律の見直しに関する論点の検討」8頁。

<sup>21</sup> 金商法27条の2第1項但し書き。

<sup>22</sup> 金商法24条の7第1項。

## TAX LAW NEWSLETTER



## IV. 株式交付制度の可能性

今回の改正によって税制上のメリットが付加されたことで、自社株式対価 M&A の活用可能性は飛躍的に向上したといえます。また、株式交付に係る課税繰延措置が boot を対価の一部に含めることを許容していることや適格組織再編の適格要件を充足しないような取引でも活用できることから、株式交付は企業の組織再編におけるスキームの幅を大きく広げる可能性を持った組織再編制度になっているといえます。

株式交付を活用するメリットがある場合は、グループ内組織再編での活用等、上に挙げた活用方法以外も考えられます。今回の税制改正により株式交付が活用される場面が増えていくことが期待されます。

## 文献情報

- 論文 「特殊な業界における事業承継（第 10 回） 酒造業界における事業承継」
- 掲載誌 税経通信 Vol.76 No.5
- 著者 小山 浩、山川 佳子、間所 光洋

## NEWS

- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました Best Lawyers®（ベスト・ロイヤー）による、The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれ、うち 4 名は Lawyers

## TAX LAW NEWSLETTER

of the Year に選ばれました。Tax Law 分野においては、大石 篤史、酒井 真、  
小山 浩、栗原 宏幸が日本を代表する弁護士に選出されています。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com